



**正規留学&語学留学**-申込登録後、10日以内を入金期日とします。

**入学及び払い戻し規定**

- 払い戻しは「正規課程」および「準備留学&ESL課程(以下短期課程)」と基本は同じです。
- 学費は正規課程の学期完納、短期課程は登録全期間の完納が原則であり、申込登録後、10日以内を入金期日とします。入学金の15日前までに完納されない場合、入学がキャンセルになることがあります。

**[正規課程]**

- 「正規課程」入学後、学生の事情(自発放棄、病気、個人的な問題など)で教育課程中途下放棄される場合、払い戻しは次のとおりです。

- ① 入学申請時に納付される入学金(5万円)は一切返金されません。
- ② 途中放棄をされる場合、学期全体期間の50%が過ぎない時点で必ず払い戻し申請をしなければなりません。  
※学期が50%以上進行した場合、一切払い戻しができません。
- ③ 学生が学校到着後払い戻しを申請した場合、授業中の教育費は返金されません
- ④ 寮(食費)は払い戻し申請時点を基準に残余期間を4週単位で精算し、該当金額の60%のみ払い戻し可能です。
- ⑤ その他の付帯費用(管理費、英語集中教育費、週間活動費、月間活動費、教育準備物、ビザ費、電気水道税)払い戻し申請時点を基準に残余期間を4週単位で精算して100%返金が可能です。
- ⑥ すでに購入した制服は返金されません。
- ⑦ 学費中の移民性納付金額は返金されません。(SSP、ICARD)
- ⑧ 学則に違反して懲戒委員会の結果、退学となった場合、すべての項目(請求書に記載された内訳)の残余金額の返金はございません。

正規留学 返金ポリシー	
キャンセル時期	返金額
出国15日以上前	登録費を差し引いた全額返金
出国 6日前-14日前	登録費を除いた残額の80%
出国 5日前-前日	登録費を除いた残額の60%
開始後	残留期間4週間単位の60%の返金 付帯費用(管理費、英語集中教育費、週間活動費、月間活動費、教育準備物、ビザ費、電気水道税) 払い戻し申請時点を基準に残余期間を4週単位で精算して100%返金 *学期が50%以上進行した場合、一切払い戻しができません

**[短期課程]**

- 「短期課程」入学後、学生の事情(自陣放棄、病気、個人的な問題など)で研修過程途中で放棄される場合、払い戻しは次のとおりです。

- ① 入学申請時に納付される入学金は、一切返金されません。
- ② 途中放棄をされる場合、学期全体期間の50%が過ぎない時点で必ず払い戻し申請をしなければなりません。  
※研修期間50%以上進行した場合、一切払い戻しができません。
- ③ 学生が学校到着後払い戻し申請時、残余研修期間を4週単位で精算し、教育費、寮(食費)は精算金額の60%のみ払い戻しされます。4週間以下の登録の場合、入校後の払い戻しはできません。
- ④ その他の付帯費用(管理費、英語集中教育費、週間活動費、月間活動費、教育準備物、ビザ費、電気水道税)は、払い戻し申請時点を基準に残余期間を4週単位で精算して100%払い戻しが可能です
- ⑤ 研修費用中の移民納付金額は返金されません(SSP、ICARD)
- ⑥ 学則に違反して懲戒委員会の付付後、退校(学)にあたる時、すべての項目(請求書に記載された内訳)の残余金額返金はありません

- 「短期課程」入学後、学生の都合でやむを得ず研修を中断後、再復帰を希望時に保留ができ、規定は下記の通りです。

- ① 残余研修期間に対する保留は100%可能ですが、復帰時点から6ヶ月以内に再入校しなければなりません。



6ヶ月を超えると、残りの研修期間は自動的に消滅します。

※ 消滅する残りの研修期間に対する一切払い戻しはできません。

② 保留後に復帰して研修を再進行する場合、移民性納付金額は再請求されることがあります。(SSP、ICARD)

※ 既存発行されたSSP、ICARD有効期間の満了期間確認後、決定します。

③ 残余研修期間の保留適用は本人に限り可能で、他人に譲渡することはできません。

- 上記の払い戻し規定は2部が用意され、保護者の署名後、学校と保護者が各1部を保管することになります。

- 上記の払い戻しは、該当学生の払い戻し決定後30日以内に処理されます。

短期課程(ESL語学留学) 返金ポリシー	
キャンセル時期	返金額
出国15日以上前	登録費を差し引いた全額金返金
出国 6日前-14日前	登録費を除いた残額の80%
出国 5日前-前日	登録費を除いた残額の60%
出国当日・開始後	4週間以下の登録の場合、返金なし 残留期間4週間単位の60%の返金 *既に始まった週は除く

延長 - 担当者：原マナミ(Nicole)にお問い合わせください。

【改正及び追加施行】令和2年7月1日付

#### 【オンライン授業】

- 学費は学期別に分けて納付することができます(1学期、2学期)

- 学費納付後、オンライン学期の始業前、フィリピン現地の事情によりオンライン授業が行われない場合、納付した授業料は全額払い戻します。

- オンライン授業中に学生(および保護者)の主観的な判断(満足度)または個人的な理由などにより授業を中断する場合、残りの授業料に対する払い戻しはありません。

- フィリピン政府の決定事項によりやむを得ず学校教育進行(オンライン授業)に中断される場合、これに対する責任を学校側に問うことができません。

- オンライン授業が終了し、対面授業に転換される場合、関連学費は対面授業を基準にした費用に変更されます。

- オンライン授業はフィリピン現地の休業日(祝日)を基準に行われます。

【ジュニアキャンプ】- 申込登録後、10日以内を入金期日とします。

#### プログラム遵守事項

##### ◎基本的な参加規定

- 1.参加者は規定及び規律(授業・外部活動・食事・就寝時間)を守ること
- 2.参加者の体調管理は、日本人スタッフまたガーディアン先生へ一任して、キャンプ医療体制に基づき判断に従うこと
- 3.参加者は体調不良などの正当な理由がない限り、授業やアクティビティなどのプログラムに参加すること
- 4.参加できない場合は、日本人スタッフに報告をして許可を得ること
- 5.授業及びアクティビティに参加の際には、原則的に英語を使用することに努めます
- 6.体調不良時に申し出がない場合は、正常な健康状態と判断します

##### ◎厳守すべき参加規定

- 1.酒・タバコ・薬物を持ち込まず、現地でも購入しないこと
- 2.滞在先到着時には貴重品の紛失防止のため、日本人スタッフへ預けること
- 3.他の参加者や講師などに危害を与える行為(暴力・暴言等)を行わないこと
- 4.悪口などの言動暴力や肉体的暴力を行わないこと。



5. 授業やアクティビティが際に、許可があるまで携帯電話やゲーム機などを使用しないこと
6. 同年代以外の参加生と同じ部屋を利用することに同意します
7. キャンプ終了時に授業内容に対する不服申し立てを一切行わないこと

## 返金規定

1. プログラムの申し込み後、ご出発15日以上前までキャンセルされる場合、契約金の1.5万円(1名あたり)を差し引いた金額を返金いたします。
2. プログラム出発14日前のキャンセル時、契約金を除いた残額の50%を制限した後、払い戻されます。
3. プログラム出発7日前またはキャンプ開始後、キャンセルされる場合、返金なしとなります。
4. プログラム期間中、疾病治療による病院費は学生が加入されている海外保険を利用いたしますが、万が一保険会社の補償範囲以上の病院費がかかる場合、その都度ご連絡しご両親が請求させていただくこととなります。
5. プログラム期間中に発生した事故については、当社で加入した保険の約款に基づいて補償されます。
6. 上記プログラム遵守事項5項に違反して退学になった場合、払い戻し金額はありません。

ジュニアキャンプ 返金ポリシー	
キャンセル時期	返金額
出発4週間前	契約金を差し引いた全額返金
出発2週間前	契約金を差し引いた全額の50%
出発1週間前	返金なし
キャンプ開始後	返金なし

**【親子留学】**-申込登録後、10日以内を入金期日とします。

### 1. 出国前

- 申し込み後、ご出発15日以上前までキャンセルされる場合、契約金の1.5万円/(1名あたり)を差し引いた金額を返金いたしません。
- 個人的な事情によりキャンセルする場合、違約金として処理され払い戻しはできません。
- 出国4週間前よりキャンセルされた場合、登録費を除いた金額を払い戻されます。
- プログラムの出発7日前にキャンセルした場合、登録費を除いた残額の50%が払い戻されます。
- 7日以内の払い戻しは、出国後の払い戻し規定に従います。

### 2. 出国後

- 残り期間4週間単位で60%払い戻されます。そのため、4週間以下の登録の場合、入校後の払い戻しはできません。
- ただし直系家族の病気(入院)、死亡の理由がある場合、残っている期間の50%が払い戻されます。  
(証明資料の提出が必要)

親子留学 返金ポリシー	
キャンセル時期	返金額
出国15日以上前	登録費を差し引いた全額返金
出国 6日前-14日前	登録費を除いた残額の80%
出国 5日前-前日	登録費を除いた残額の60%
出国当日・開始後	4週間以下の登録の場合、返金なし 残留期間4週間単位の60%の返金 *既に始まった週は除く

### 3. 延長

- 担当者：原マナミ(Nicole)にお問い合わせください。

### 免責規定(全プログラム共通)

- 自然災害、天災地変、航空機遅延(及び取り消し)、フィリピン政府の法的指示などの不可抗力の場合
- 学校主管大内外活動でない先生が許諾(及び指示)なしに学生の独断的な判断と行動で発生した人命及び財産上の損害の場合
- 両親または両親が承認した家族との外出、外泊時に発生した人命および財産上の損害
- フィリピンの公式休日、国境日、フィリピン政府によって決定された臨時休日
- 学校で定めた自己休日(開校記念日など)及び学生安全上学校授業進行の統制が避けられないと判断される場合
- 学校内の労使紛争またはフィリピン教職員の退社による問題時、臨時グループ授業に代わる、または事前案内なしに先生を変更することができます
- 教育費変更権限: 為替レートおよび税金の10%(6ヶ月)引き上げ、その他関係国政府の法律条項の変更または当学校の統制不可能な理由が発生した場合